

第 3 章

基本理念・基本目標・基本方針

第3章 基本理念・基本目標・基本方針

第1節 基本理念等の考え方

1 基本理念の考え方

- 区では、平成19年におおむね20年後の荒川区の目指すべき将来像について方向性を示すため、「荒川区基本構想」を策定し、その中で基本理念等を定めました。

【荒川区基本構想】

（基本理念）

- ・ すべての区民の尊厳と生きがいの尊重
- ・ 区民の主体的なまちづくりへの参画
- ・ 区民が誇れる郷土の実現

（将来像）

幸福実感都市 あらかわ

（都市像）

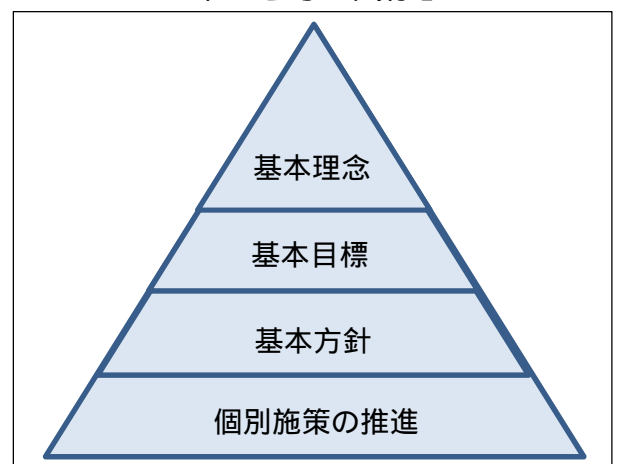
生涯健康都市（高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成）等

- 平成24年に策定した第3期荒川区障がい者プランでは、荒川区基本構想の理念の下、区や地域社会、区民全体の連携、協働による仕組みを構築し、ノーマライゼーション社会を実現するために、基本理念を「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～」と定めました。
- また、平成29年に策定された「荒川区基本計画」（以下、基本計画という）は、荒川区基本構想に定めた基本理念や将来像等を継承しており、今回の荒川区障がい者総合プランにおいても、荒川区基本構想を踏まえて定められた第3期荒川区障がい者プランの基本理念を継承します。

2 基本目標及び基本方針の考え方

- 障がい者総合プランの基本目標と基本方針の設定に当たっては、第3期荒川区障がい者プラン策定後の国の動向や区における障がい者福祉の現状と課題を踏まえつつ、荒川区基本計画との整合性・統一性も図るため、第3期荒川区障がい者プランの基本目標と基本方針を再編しました。（体系については、P.73に掲載）

【障がい者総合プランにおける基本理念等の関係】



第2節 基本理念

誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
～生涯住み続けられる地域社会の実現～

- 住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。
- 区では、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、身近な支援者が不在となった、いわゆる「親なき後」においても、幸せを実感することができる地域社会の実現を目指します。

第3節 基本目標及び基本方針

基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進

- 障がい者が安心して自分らしい生活を送るためには、様々な基盤の整備が必要です。
- 障がい者が、在宅生活をより過ごしやすくするために、生活の困りごとなどについて幅広く相談に応じ、必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、これまで区が築き上げてきた関係機関等との連携を強め、相談・支援体制を充実していきます。
- また、障がい者を含めた全ての人が安全・安心に暮らし、社会参加を進めるために、ソフト・ハード両面でバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指します。

基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実

障がい者が自ら望む生活を実現するため、関係機関等が緊密に連携し、障がい者が日々の暮らしの中で抱えている悩みや課題に対して、障がい者の尊厳を守りながら、包括的な支援につなげる体制の整備を進めていきます。

基本方針2 バリアフリーの推進

誰もが安心して安全に過ごすことができるバリアのないまちを目指すとともに、コミュニケーションのバリアフリーや、障がいや高齢などを理由とした差別や偏見のない心のバリアフリーが進んだ社会の実現に向け、取組を強化します。

基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実

- 障がい者のライフステージに応じて、必要なサービスを切れ目なく提供できる体制を整え、障がい者の成長や自立を後押ししていく必要があります。
- そのために、地域における生活の場を確保するとともに、それぞれの障がい特性や生活状況、ライフステージに応じたサービスが適切に提供できるよう、支援していきます。
- また、子どもの成長を支援するために、その子の持つ可能性を広げ、将来の見通しを立てることで、保護者も安心して子育てできる環境づくりを目指します。

基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

障がい者が、障がいの種別や程度に関わらず、住み慣れた荒川区で、いつまでも安心して自分らしい生活を送ることができるよう、グループホームなどの住居の確保や整備、日常生活の支援、経済的な支援など、様々な側面から支援を行っていきます。

基本方針4 障がいのある子どもの健全育成

障がいや発達の状態に応じて、気軽に相談できる場の充実や、障がいの早期発見、早期対応から機能訓練等に至るまでの包括的な療育体制を整備していきます。特に、発達障がい児に対しては、教育機関との連携を強化し、一人一人の状況に合った個別支援を行います。

基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進

- 障がいの種別や程度に関わらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、地域の一員としての役割を持ち、自立した生活を送れるよう、環境を整備していく必要があります。
- そのため、障がい者の適性に応じた就労の場の確保や、地域活動への障がい者の積極的な参加を促進します。

基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

創作的活動や機能回復訓練等を行うことにより、障がい者の身体機能や社会生活力の向上を図るとともに、障がい者の適性に応じた就労の場の確保や、障がい者アートをはじめとした文化・スポーツ等の社会参加の機会を充実していきます。

基本目標と基本方針の再編

